

地域生活支援拠点等の整備にかかる基本方針について（案）

令和4年12月1日

1. 趣旨

本庄市、美里町、神川町、上里町の1市3町（以下「児玉郡市」という。）は、障害のあるなしに関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の生活を地域全体で支える体制を構築するため、児玉郡市共同で地域生活支援拠点等の整備を目指し、その基本的な方針を定めるものです。

2. 地域生活支援拠点等の整備目的

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものであり、具体的には次の2つを目的としています。

- （1）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用
 - 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- （2）体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
 - 障害者等の地域での生活を支援する。

3. 地域生活支援拠点等に必要な機能

- （1）相談
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- （2）緊急時の受け入れ・対応
 - 短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等による緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- （3）体験の機会・場
 - 地域移行支援や親元からの自立等に当たり、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- （4）専門的人材の確保・養成
 - 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- （5）地域の体制づくり
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4. 児玉郡市における現状と整備方針

国は、第6期障害福祉計画策定のための基本的な指針において、「令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」と定めています。

児玉郡市内には障害者等を支える様々な資源が存在し、各事業所においては緊急時等の対応をいただいておりますが、各施設単位での対応をしている現状です。また、在宅で生活する障害者等とその家族の中には、緊急時や将来への不安を抱えている方も多くいます。

地域生活支援拠点等の5つの機能を整備するためには、課題や整備条件の整理、財政的な措置等が必要な場合もあることから、地域の実情に合わせ、優先順位の高い「緊急時の受け入れ・対応」と「体験の機会・場」の機能をまず整え、令和6年1月に設置を予定している児玉郡市障害者基幹相談支援センターを中核としながら、地域と連携・協働し、段階的に機能の拡充を進めることとします。

5. 整備方法

次の2つの整備手法が示されており、児玉郡市では「面的整備型」にて体制を整備します。

- (1) 多機能拠点整備型…5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設で一体的な整備を行う
- (2) 面的整備型…地域にある複数の機関が分担して機能を担う

6. 整備時期

各市町で要綱及びガイドラインの作成を行い、事業者からの届出を受理できる状態をもって整備とし、その時期を令和5年5月に定めます。

7. 今後の予定

- 令和4年11月 自立支援協議会全体会にて「面的整備型」で整備することの承認及び、圏域の課題として「緊急時の受け入れ・対応」機能を重点的に取り組むよう提言を受ける
- 令和5年 1月 事業者向け説明会の実施（事業者からの意見聴取）
- 2月 自立支援協議会全体会にて進捗状況を報告
 - ） 要綱及びガイドラインの作成
 - 「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」の運用方法について検討・整理
- 5月 事業者からの届出を受理
 - 順次、機能の拡充について検討

参考

- 「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」
(平成27年4月30日付厚生労働省通知 障発第0430第1号)
- 「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付厚生労働省通知 障発第0707第1号)
- 「地域生活支援拠点等の整備促進に係るフォローアップについて」
(平成31年3月28日付厚生労働省事務連絡)
- 「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」
(平成31年3月厚生労働省作成資料)